解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十八日、大阪府知事の認定を受け、平成二十五年三月三十一日目的たる事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

大阪市平野区平野東一丁目五番一三号

学校法人新家学園

清算人　南方　学

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

広島県三次市十日市中二丁目八番一号

財団法人三次市開発公社

代表清算人　久行　康夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

大分県竹田市大字米納六五九番地

社団法人竹田市わかば農業公社

代表清算人　首藤　勝次

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年六月二十八日開催の総会の決議及び鹿児島県知事の許可を経て、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

鹿児島市鴨池新町一〇番一号

社団法人鹿児島県農業情報システム開発センター

代表清算人　松﨑　俊明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月二十二日開催の臨時社員総会の決議並びに青森県知事の認可により平成二十五年四月十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

青森県十和田市穂並町一〇番七号

医療法人純仁会

清算人　稲本由歌子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

仙台市青葉区川内

財団法人仙台国際育友会

代表清算人　石井　敏夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

秋田県鹿角市花輪字荒田四番地一

財団法人鹿角市奨学会

清算人　畠山　義孝

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年四月十七日埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県本庄市本庄三丁目五番三号

本庄市土地開発公社

代表清算人　吉田　信解

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

千葉県松戸市新松戸三丁目二七番地

財団法人新松戸郷土資料館

代表清算人　大井　弘好

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

千葉県我孫子市我孫子一八五八番地我孫子市役所内

財団法人我孫子市あゆみの郷・都市建設公社

代表清算人　海老原美宣

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により、平成二十五年四月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

愛知県豊橋市中松山町六六番地豊橋第一ドレスメーカー女学院内　財団法人長坂学園

代表清算人　大木サワコ

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により、平成二十五年四月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

愛知県一宮市真清田二丁目三番二八号

財団法人東海商業学園

代表清算人　堀尾　昌之

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

大阪市中央区本町一丁目四番五号

財団法人保証協力会

代表清算人　坂口　壽一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十六日神戸地方裁判所姫路支部の解散命令確定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

兵庫県姫路市城北新町三丁目一番三三号

宗教法人敬神金山教会

清算人　藤原　政美

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月二十九日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

奈良県奈良市二条大路南一丁目一番一号

奈良市土地開発公社

清算人　津山　恭之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十四日

島根県大田市仁摩町仁万九〇七番地

財団法人島根県立邇摩高等学校松風会

清算人　原　勝正